

# 北海道南幌養護学校 保護者と職員の会 会則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、「北海道南幌養護学校保護者と職員の会」とよび、事務局を北海道南幌養護学校に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は、北海道南幌養護学校の教育の充実と児童生徒の健全な成長発達を願い、併せて会員相互の教養を高め合うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1 知的障がい教育の理解、啓発に関する事業
- 2 研修に関する事業
- 3 奉仕及び協力に関する事業
- 4 会員の親睦をはかる事業
- 5 その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第 4 条 この会は、次の会員によって構成する。

- 1 正会員 児童生徒の保護者等及び在職職員

(役 員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

1 会 長	1名
2 副 会 長	2～3名
3 監 査	2名
4 学 年 委 員	各1～2名
5 事 務 局 長	1名
6 事 務 局 次 長	1名
7 事 務 局 員	若干名

(顧 問)

第 6 条 この会に、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じる。

(役 員 の 選 出)

第 7 条 この会の役員は、つぎの方法によって選出する。

- 1 会長、副会長並びに監査は、総会において選出する。
- 2 学年委員は、学年で互選する。ただし、第5条1・2の役員と兼任しないこととする。
- 3 事務局長、事務局員は、会長が委嘱する。

( 役 員 会 の 構 成 )

第 8 条 この会の役員は、第5条の役員をもって構成する。

(役 員 の 任 期)

第 9 条 この会の役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が任期途中で変更を生じた場合は、前任者の在任期間とする。

(役員 の 任 務)

第 10 条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を総理し、諸会合の司会とする。
- 2 副会長は、会長を補佐し事故あるときは、その代理を務める。
- 3 監査は、会計を監査する。
- 4 事務局長は、事務局を総括する。
- 5 事務局員は、会務を行う。
- 6 学年委員は、会務を執行する。

(総 会)

第 11 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 定期総会は、年度始に会長が招集し、事業計画、予算並びに役員等を決める。
- 2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(役 員 会)

第 12 条 この会の役員会は、会長が招集し、必要事項を協議し執行する。

(専 門 部 会)

第 13 条 この会の会長が必要と認めたときは、専門部会を置くことができる。なお、部員構成等については役員会で決め、部員は会長が委嘱する。

(会 計)

第 14 条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第 15 条 会費は、総会で決定する。

第 16 条 会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第 17 条 収入・予算の執行及びこれらに係わる会計事務処理簿等については、北海道南幌養護学校長に委任する。

(会 則 の 変 更)

第 18 条 会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。

(附 則)

- 1 この会の細則は、役員会で決めることができる。
- 2 この会の会則は、昭和60年5月2日から執行する。  
昭和63年4月30日に一部改正する。  
平成10年5月1日に一部改正する。  
平成13年4月27日一部改正する。  
平成14年4月26日に一部改正する。  
平成16年4月25日に一部改正する。  
平成20年4月25日に一部改正する。  
平成23年4月28日に一部改正する。

# 北海道南幌養護学校 保護者と職員の間 細則

## 第1章 会費の額及び徴収方法

- 第1条 本会の会費は、月額300円とする。
- 第2条 会費の納入は原則として、学期始めにその学期分を納入するものとする。
- 第3条 途中転入会員については、月割りで納入または返納するものとする。
- 第4条 特別の事情がある会員については、会費納入について考慮する。

## 第2章 慶弔について

- 第5条 会員及び児童、生徒が死亡したときは、香典5,000円、ほかに弔電、生花等を贈り本会の弔意を表すものとする。
- 第6条 その他、特別なことがあった場合には、会長の判断または役員協議により、適宜な方法で慶弔の意を表すものとする。

## 第3章 専門部について

- 第7条 専門部については、会則第13条により定める。
- 第8条 専門部は学年委員で構成し、事務局員も専門部に所属する。
- 第9条 本会に設置する専門部及びその役割は次のとおりとする。
  - (1) 研修部 会員研修の運営に当たる。
  - (2) 広報部 広報誌の編集と発行に当たる。
  - (3) 厚生部 厚生に関する活動の運営に当たる。
- 第10条 各専門部に部長1名、副部長1名を置く。部長、副部長は部員の互選により選出する。
- 第11条 部長は部を総括し、必要に応じて部会を開く。
- 第12条 副部長は部長を補佐するとともに、部長不在のときは代行する。

## 第4章 PTA役員を選出について

- 第13条 会長、副会長、各専門部の部長、事務局長で選挙管理委員会を構成する。
- 第14条 選挙管理委員会は、役員改選について案を作成し総会に提案する。

### ( 附 則 )

- 平成29年4月28日に第13条を一部改正する。
- 令和4年5月16日に第1条を一部改正する。
- 令和5年5月15日に第1条を一部改正する。